

# いわき市ふくしまDCノベルティグッズ製作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本事業は、本年4月から6月に開催される「ふくしまDC」において、記念となるノベルティグッズを製作し、市主催の各イベント参加者に配布することで、DCの機運を醸成し、本市へのさらなる誘客促進を図るもの。

## 2 プロポーザル方式の採用理由及び導入効果

業務委託の実施にあたり、民間事業者の持つ専門的知見やこれまでの業務経験及び創造性を活かした企画提案をプロポーザル方式により広く求めることで、本事業の実施目的をより効率的・効果的に達成するため。

## 3 委託業務概要

(1) 業務名称	いわき市ふくしまDCノベルティグッズ製作業務
(2) 業務内容	別紙「いわき市ふくしまDCノベルティグッズ製作業務委託仕様書」のとおり
(3) 委託期間	契約締結日から令和8年6月30日まで
(4) 事業費上限額	4,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
(5) 選定方法	公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格要件

本業務のプロポーザル参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないものであること。
- ② いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- ③ 令和7年度いわき市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してある者においては、公募開始日から契約締結日までの間に、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。
- ④ 名簿に登録していない者においては、公募開始日から契約締結日までの間に、指名競争入札参加者要綱に基づく入札参加排除基準、入札参加者選定基準による指名排除措置事項及び指名停止基準に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが為されていないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。

- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- ⑧ 本業務委託を履行することができ、円滑な連絡調整を図ることができる体制が整備されていること。

## 5 プロポーザルの日程

実施内容	実施期間または期限
(1) 募集公告、市ホームページ掲載開始、質問受付開始	令和8年1月28日（水）
(2) 参加申込受付開始	令和8年2月2日（月）
(3) 質問受付期間	令和8年1月28日（水）～2月5日（木）
(4) 質問最終回答	令和8年2月6日（金）
(5) 参加表明書提出期限	令和8年2月9日（月）
(6) 参加資格審査結果通知	令和8年2月12日（木）
(7) 企画提案書提出期限	令和8年2月20日（金）
(8) プレゼンテーション審査（書面）	令和8年2月下旬
(9) 審査結果通知	令和8年2月下旬
(10) 契約締結	令和8年2月下旬（予定）

※ 受付等は、土・日曜日・祝日は行わない。

## 6 参加表明書について

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を表明するにあたり、次の書類を提出すること。

参加表明に係る提出書類	様式1：参加表明書
	様式2：会社概要書
	様式3：会社業務実績表
	様式4：同意書
	添付1：商業登記簿事項証明書（履歴事項全部証明書）
	添付2：財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
	添付3：国税の納税証明書
	添付4：いわき市税の納税証明書（市内に事業所等がある場合のみ）

- ※ 令和7年度いわき市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、様式4及び添付1から添付4を省略することができる。
- ※ 財務諸表については、直近のものであること。
- ※ 納税証明書については、3か月以内に発行されたものであること。
- ※ 共同企業体による参加の場合には、次の点について留意すること。
  - ・ 共同企業体を構成する全員が、実施要領に示す参加資格要件を満たすこと。（共同企業体の各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の共同企業体の構成員になることはできない。）

- ・ 共同企業体を構成する全員が、実施要領に示す提出書類を提出すること。（「様式1：参加表明書」を除く。）
  - ・ 代表となる事業者は、「様式1－2：参加表明書（共同企業体）」及び「共同企業体協定書の写し（任意様式）」を提出すること。
- ※ 必要書類の提出後に記載事項と添付書類に相違があり、参加資格を有していないことが判明した場合には、参加資格を無効とする。

(2) 提出書類の配布方法

参加表明書等の様式は、市公式ホームページからダウンロードすること。

URL 「<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1769421670500/index.html>」

(3) 提出方法及び提出部数

提出書類は押印の上、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅配便による提出とする。

提出部数は正本が1部、写し5部（写しについては、添付1～4を除く）とする。

参加表明後に本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式8）に押印の上、持参、郵送又は宅配便にて提出することとし、その旨を電話により報告するものとする。

※ 共同企業体による参加を辞退する場合、代表事業者は、「様式8－2：辞退届（共同企業体）」を提出すること。

(4) 提出期限

令和8年2月9日（月）必着

※ 受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

(6) 審査結果の通知

本プロポーザルの参加希望者から提出された書類について、担当課で参加資格の審査を行い、結果を全ての参加希望者に対し、電子メールにより通知する。

## 7 企画提案書について

(1) 提出書類

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、企画提案書については、次の書類を提出すること。

企 画 提 案 書	様式5：企画提案書
	様式6：見積書
	添付5：実施方針、業務フロー（作業計画、作業内容、作業スケジュール等） グッズ説明資料（概要・規格（重量、大きさ等）・写真・デザイン等）
	添付6：見積内訳書（見積金額の積算根拠（内訳等）がわかるもの）

※ 添付資料の様式は、任意とし、A4版（縦・横間わず）で作成すること。

なお、審査の公平性を保つ観点から、添付資料においては提案者の名称が特定できるような表現は使用しないこと。

(2) 提出方法及び提出部数

提出書類は押印の上、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類

郵便等に限る。) 又は宅配便による提出とする。

提出部数は正本が1部、写し5部とする。

(3) 提出期限

令和8年2月20日(金)必着

※ 受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

## 8 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は質問書(様式7)を使用し、令和8年2月5日(木)午後5時までに問い合わせ先まで持参、電子メール又はFAXにて提出することとする。

(電子メール又はFAXの場合は、必ず電話にて受理確認を行うこと。)

質問の内容及び回答は、本市ホームページで随時公表する。その際には、質問者名は公表しない。

なお、受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しないものとし、また、質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

## 9 企画提案の審査・選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、本市が設置する、いわき市ふくしまDCノベルティグッズ製作業務公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において、実施するものとする。

(2) プレゼンテーション審査

書面による

(3) 審査項目及び基準

各提案者から提出された企画提案書等を審査基準に基づき審査し、総合的な評価が最も高い提案者を「最優秀提案者(契約候補者)」として選定し、次いで評価の高い提案者を「次点」として選定する。

また、評価点数の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低点(提案内容評価点の6割)以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(4) 結果通知

本プロポーザルの審査結果は、令和8年2月下旬に全ての提案者に対し電子メールで送付した後、書面により通知する。また、本市のホームページにて「最優秀提案者(契約候補者)」と「次点」について評価点とともに公表する。

## 10 契約の締結

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

(1) 契約の締結方法

本市と本市が選定した最優秀提案者(契約候補者)との間で、提出された企画提案書の

記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。）

また、最優秀提案者（契約候補者）と協議が整わない場合にあっては、次点と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者及び次点の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づいて本市が一般競争入札に参加させないことと同等以上の処分を受けた場合又は「4 参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

## （2）契約書の作成

契約書は、2部作成し、本市及び受託者の双方が各1部を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

## 11 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例（以下、「公開条例」という。）に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど公開条例第7条第1項各号に該当する場合は、開示しない。その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

## 12 留意事項

- (1) 本事業の実施については、市議会2月定例会での令和8年度当初予算の成立が前提となるものである。
- (2) 企画提案にあっては、本実施要領及び仕様書を遵守すること。
- (3) 一提案者につき一提案とし、複数提案は禁止とする。
- (4) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (5) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (6) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (7) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 13 問い合わせ先

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

いわき市観光振興課観光事業係

電話 0246-22-7477 FAX 0246-22-7581

電子メールアドレス kankoshinko@city.iwaki.lg.jp

※ 郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※ 電子メール又はFAXの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※ 受付時間は、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。